別紙１

業務委託仕様書

１　事業名

令和８年度「日本語教育の参照枠」を活用した教育プログラム受講者の評価手法等に係る調査研究

２　事業の背景・目的

国内外において、また、ライフコースの全体を通じて、外国人等が自身の日本語の習得段階に応じた適切な日本語教育を受けられるようにするため、「日本語教育の参照枠」（以下「参照枠」という。）が多様な日本語教育の現場において共通の指標として用いられ、日本語教育関係者や日本語学習者がお互いの教育実践をめぐる知見を共有し連携することにより、日本語教育の質の更なる向上が図られることが重要である。

日本語教育機関の認定制度においても認定日本語教育機関は参照枠を踏まえた教育課程を実施することとされるとともに、在留資格「特定技能」の入国要件をはじめとする各種制度における外国人の日本語能力要件等に参照枠が活用されるなど、参照枠は外国人等に対する日本語教育や日本語能力評価に係る国内外の共通指標として制度的に位置づけられている。今後、日本語教育や外国人受入れの現場（日本語教育機関、大学、地方公共団体、企業等）において、参照枠に基づく能力評価について、一層普及することが求められる。

このような状況を踏まえ、日本語教育の現場への参照枠の普及、活用及び一般社会への理解促進のため、実際に認定日本語教育機関等において参照枠を活用して実施された教育プログラムを受講した者が、参照枠に提示されたレベル尺度のどの段階の日本語能力まで修得したかを測る評価手法の実態等について調査研究を実施する。

３　事業（委託契約）期間

契約を締結した日から令和９年３月２３日まで

４　事業内容

受託者は、以下（１）～（４）に示す事業を実施するものとする。

（１）参照枠の各レベル等別の学習者の発話等の成果物のサンプル収集

日本語教育機関等の教育課程への参照枠の考え方の反映を一層進めるためには、参照枠に基づく教育課程を修了した者の日本語能力評価の手法を整理・確立することが非常に重要である。

しかしながら、参照枠に示された各日本語能力レベル（A1～C2）について、具体的な外国人等の発話等が、実際にどの程度の日本語能力レベルに該当しているかに関する共通理解は進んでいない状況にある。

このような状況を踏まえ、各レベルの具体的日本語能力を示すため、大学や日本語教育機関等の日本語教育の専門性を有する者を含むレベル判定のための体制を構築した上で、A1～C1 までの各レベルの外国人等の日本語学習者（年齢、国籍、性別、職種の異なる者）の発話レベル

のサンプル動画を作成すること。なお、その際、評価に用いるルーブリック等についてもサンプルとして収集または作成すること。

（２）参照枠の各レベル等別の学習者の作文等の成果物のサンプル収集

日本語能力の判定・評価において、「話すこと」、「書くこと」の産出能力を評価するものが少なく、評価基準や評価項目を含むルーブリックの例もあまり示されていないところである。

そのため、上記（１）に関連し、各レベルの具体的日本語能力を示すため、大学や日本語教育機関等の日本語教育の専門性を有する者を含むレベル判定のための体制を構築した上で、A1～C1 までの各レベルの外国人等の日本語学習者（年齢、国籍、性別、職種の異なる者）の「書くこと」の作文等サンプルを収集または作成すること。なお、その際、評価に用いるルーブリック等についてもサンプルとして収集または作成すること。

（３）参照枠に基づく成績評価表及び日本語能力証明書のサンプル収集

日本語教育機関等（※）の教育課程への参照枠の考え方の反映を一層進めるためには、参照枠に基づく教育課程を修了した者の日本語能力評価の手法を整理・確立することが非常に重要である。

このため、日本語教育機関が活用している参照枠に基づく成績評価表及び日本語能力証明書を収集すること。

※日本語教育機関認定法ポータルを参照し、文部科学省と協議の上選定すること。

https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top

（４）事業の進捗等の報告

事業の進捗・成果を確認できるよう、２週間に１回、業務の進捗についてメール等、文部科学省（以下「当省」という。）担当官の指定する方法にて報告すること。

５　成果物

成果物の提出方法については、当省担当官の指定するシステム等によること。なお、成果物については電子媒体によること（ファイル形式は Excel や PDF 等、当省担当官の指示に従うこと）。

〇４（１）の成果物

① 日本語学習者のレベル・言語活動別発話のサンプル動画（１つの活動 Can do で、参照枠の各レベル（A1、A2、B1、B2、C1））を計５本。１つの動画における外国人等の日本語学習者は２名以上出演させること。各５～15 分。年齢、国籍、性別等の属性が異なる者によるもので、公開することを前提とした著作権等の処理を行ったもの。）

② 公表用のサムネイル画像（1280×720・10 種類）となるもの

※動画データ（画質は FullHD（1920×1080）630p とし、mp4 形式）及びサムネイル画像データ（jpeg 形式）を納品する。なお、動画の制作方法・公開最終確認については当省担当官と協議すること。以下を参考にすること。

※日本語教育コンテンツ共有システム NEWS　の１．日本語学習者のレベル別発話の

サンプル動画

https://www.nihongo-ews.mext.go.jp/information/framework_of_reference

③ 「話すこと（やり取り）」の評価に用いるルーブリック等のサンプル

〇４（２）の成果物

日本語学習者のレベル・活動 Can do 一覧の作文のサンプル（参照枠の各レベル（A1、A2、B1、B2、C1））を計５作。１つのサンプルでは外国人等の日本語学習者２名以上が作成したものとする。国籍（漢字圏・非漢字圏）等の属性が異なる者によるもので、公開することを前提とした著作権等の処理を行ったもの。また、「書くこと」の評価に用いるルーブリック等のサンプル。

〇４（３）の成果物

日本語教育機関が活用している参照枠に基づく成績評価表及び日本語能力証明書のサンプル。収集したもので公開許可が得られたもの、あるいは優良事例を参考に作成したもの。

※いずれも参照枠の５つの言語活動の評価を含むこと。

※日本語能力証明書は、在籍期間の成績評価の進捗が記載されているものが望ましい。

※成績評価表は、日本語教育機関の授業科目の評価及び５言語活動の評価を含むものであること。

※事例の収集内容には、 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き』を参照の上、評価のポイント、具体的な評価シート（評価項目・評価基準・尺度等が記載されているもの）、記入済みの例、学習者に示す課題の指示を記載したものを含むこと。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93696301_01.pdf

※取りまとめ方については当省担当官と協議すること。

６ 事業規模

事業規模は９百万円（税込）を上限とする。

７ 応札者に求める要求要件

（１） 要求要件の概要

① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「（２）要求要件の詳細」に示すとおり。

② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件で最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断された場合は、不合格として落札決定の対象から除外される。

④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくとも不合格とはならない。

⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別冊総合評価基準に基づ

くものとする。

（２） 要求要件の詳細

１ 業務の実施方針

1-1 業務内容の妥当性、独創性

＊1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば加点する。〕

＊1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 実施方法の妥当性、独創性

＊1-2-1 実施手法が妥当であり、成果が見込まれること。〔成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

＊1-2-2 実施手法が明確であること。

1-3 業務計画の妥当性、効率性

＊1-3-1 計画に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

２ 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

2-1-1 過去に類似業務の実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の実施能力

＊2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

＊2-2-3 関係団体等と連携協力する体制が組まれていること。

＊2-2-4 業務を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

３ 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

3-1-1 過去に類似業務の実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

＊3-2-1 業務内容（特に、「日本語教育の参照枠」、「日本語教育の参照枠」に基づく教育課程、認定日本語教育機関等における日本語能力評価）に関する専門的知識・知見を有していること。に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 業務内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

４ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法に

もとづく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○　次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和７年４月１日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○　青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

５ 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1　賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

5-1-1　入札者である中小企業※２等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2　入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※１　経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※２　中小企業とは、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第６６条第２項、第３項及び第６項に規定される、資本金等の額等が１億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

８　検査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、委託者が確認することをもって検査とする。

９　守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受託者は、本委託業務に係る情報を他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意義務をもって管理し、本委託業務以外に使用しないこと。

１０　届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等、技術提案書に記載した事項について、認定の取消等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに委託者へ届け出ること。

１１　賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要

科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」欄の合計額を比較する。
・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375)」の「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

１２　子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外の全ての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

１３　取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

１４　協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、当省と適宜協議を行うものとする。